

訪問介護 重要事項説明書

1. サービス提供責任者

(氏名) _____

(連絡先) 089-925-0810

2. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

(1) 相談・苦情担当

担当 金村 厚司

電話 089-925-0810 (平日 午前9時～午後6時まで)

※ご不明な点はなんでもおたずねください。

(2) その他

当法人以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【松山市介護保険課】

電話 089-948-6840

【愛媛県社会福祉協議会 愛媛県運営適正化委員会】

電話 089-998-3477

3. 訪問介護の内容

提供するサービスの内容はサービス提供票のとおりです。

4. 料金表

サービスの種類ごとにお支払いいただく料金の単価は以下のとおりです。

サービスの種類	料金 (自己負担分)
身体介護	
生活援助	

5. キャンセル規定

(1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 (電話) 089-925-0810

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には出来るだけサービス利用の前前日の営業時間内までにご連絡ください。前日、または、当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合はキャンセル料は不要です。

(3) キャンセル料は、利用者負担の支払いにあわせてお支払いいただきます。

時間	キャンセル料	備考
利用日の前前日まで	無料	
利用日の前日まで	キャンセルにより生じた 訪問介護従業者の人件費相当額	
利用日の当日	キャンセルにより生じた 訪問介護従業者の人件費及び交通費相当額	

6. ひめヘルプの概要

(1) 訪問介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ひめヘルプ
所在地	愛媛県松山市高砂町2丁目3-3
介護保険指定番号	愛媛県指定 第3870103391号
サービスを提供する地域	松山市、今治市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体勢

		業務内容
管理者兼サービス提供責任者	介護福祉士（1名）	従業者と業務の管理等
サービス提供責任者	介護福祉士（4名）	利用の申し込みの調整、 従業者への技術指導、 訪問介護計画書作成
従業者	ヘルパー2級以上の修了者 ガイドヘルパー研修修了者	訪問介護サービスの提供

(3) 営業時間

平日・土曜日 午前9時～午後6時

日・祝祭日 定休日

※時間外でも緊急の場合は対応します。

※年末・年始等、法人が定める休日があります。

(4) サービス内容

1. 身体介護

- ・ 食事介助……………ご自分で食事が取れない方の援助
- ・ 入浴介助……………ご自宅の浴室での入浴介助
- ・ 排泄介助……………トイレ・ポータブルトイレ・オムツでの排泄を介助
- ・ 清拭・洗髪・部分浴…入浴が無理な時の清潔保持を援助
- ・ 体位交換……………床ずれ予防等のための寝返りを援助
- ・ 更衣介助……………衣類の着脱を援助
- ・ 移動介護……………通院や買物による外出支援

- ・ その他、直接身体に触れる介護を中心とします。
2. 家事援助
- ・ 買い物……………日常生活用品の買い物
 - ・ 調理……………日常の炊事、食品の管理補完、配膳
 - ・ 掃除……………居宅の掃除、トイレ、浴室等の掃除、ゴミだし、整理整頓
 - ・ 洗濯……………利用者の方の衣類、寝具等の洗濯、アイロンがけ、ふとん日干しと手入れ
 - ・ 裁縫……………衣類の補修
 - ・ 代読……………視覚障害者への便宜をはかります
 - ・ その他、身の回りの援助を行います。
3. 見守り
4. 予防介護
- ・ 運動器の機能の向上
 - ・ 栄養改善
 - ・ 閉じこもり予防支援
 - ・ 認知症予防支援
 - ・ うつ病予防支援

(5)利用料金

1. 利用料

訪問介護サービスを利用する場合の料金は料金表のとおりです。ただし、給付の範囲を超えたサービスは全額自己負担となります。

*サービス提供中のヘルパーの交通費は利用者負担となります。

*食事に同行する場合の食事料金はヘルパー負担となります（およそ 1,000 円以内）。

2. 交通費

通常の実施地域をこえて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

*実施地域をこえた地点より片道3km 未満 200円

*実施地域をこえた地点より片道3km 以上2km 増すごとに100円

(6)その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

1. ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取り扱いはいたしかねますのでご了承ください。

(生活援助として行う買い物等にともなう小額の金銭の取り扱いは可能です。)

2. ヘルパーは、介護保険制度上、利用者の介護や家事の準備等を行うこととされています。家族の方の食事の準備など、それ以外の業務についてはサービス対象外となりますのでご了承ください。

3. ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

(7)第三者評価の有無 無し

7.事故発生時の対応

ご契約者に対する指定訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は『ひめヘルプ介護事故防止・対応マニュアル』に沿って、速やかに保険者、ご契約者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合は事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族等へ連絡いたします。

主治医 病院名
主治医

緊急連絡先 氏名 連絡先
氏名 連絡先

令和 年 月 日

訪問支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面において重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 松山市紅葉町3番45号
事業者名 えひめ障害者ヘルパーセンター
代表者名 金村 厚司 印

事業所

所在地 松山市高砂町2丁目3-3
名称 ひめヘルプ
説明者氏名 印

私は、契約書、本書面により、事業所から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印